

富山市告示第270号

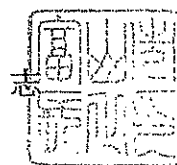
字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による富山市打出土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年7月16日

富山市長 森 雅



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「つばめ野一丁目」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	打出		292番2、295番2、296番、 297番1から297番8まで、 298番1から298番10まで、 299番1から299番4まで、3 00番1から300番8まで、30 1番、302番、303番1から3 03番8まで、304番、305番 1から305番5まで、306番1 から306番9まで、307番から 310番まで、311番1から31 1番3まで、312番、313番、 314番1、314番2、315番 から317番まで、318番1、3

		1 8 番 2、3 1 9 番、3 2 0 番 1 から 3 2 0 番 3 まで、3 2 1 番、3 2 2 番 1 から 3 2 2 番 3 まで、3 2 3 番 から 3 2 9 番 まで、3 3 0 番 1、3 3 0 番 2、3 3 1 番 から 3 3 4 番 まで、3 3 5 番 1、3 3 5 番 2、3 3 6 番、3 3 7 番 1 から 3 3 7 番 3 まで、3 3 8 番、3 3 9 番 1 から 3 3 9 番 5 まで、3 4 0 番 1 から 3 4 0 番 5 まで、3 4 1 番、3 4 2 番、3 4 3 番 1 から 3 4 3 番 7 まで、3 4 4 番 1 から 3 4 4 番 7 まで、3 4 5 番 1 から 3 4 5 番 4 まで、3 4 6 番 2、3 4 7 番 2、3 4 8 番 1 から 3 4 8 番 1 1 まで、3 4 9 番 1 から 3 4 9 番 9 まで
	四方	1 4 4 5 番の一部、1 4 4 6 番の一部、1 4 4 7 番 1、1 4 4 7 番 2 の一部、1 4 4 8 番の一部、1 4 4 9 番の一部、1 4 5 0 番 1 の一部、1 4 5 1 番の一部、1 4 5 2 番 1 の一部、1 4 5 3 番 1 の一部、1 4 5 3 番 2 の一部
	布目北	8 5 番から 8 9 番まで
	四方荒屋	3 3 2 7 番から 3 3 3 1 番まで

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「つばめ野二丁目」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	打出		4 0 3 番 2、4 0 4 番 2

四方

1 4 5 3 番 1 の一部、1 4 5 3 番 2  
の一部、1 4 5 4 番の一部、1 4 5  
5 番の一部、1 4 5 9 番 2 の一部、  
1 4 6 0 番、1 4 6 1 番 1 から 1 4  
6 1 番 4 まで、1 4 6 2 番、1 4 6  
3 番 1 から 1 4 6 3 番 6 まで、1 4  
6 4 番、1 4 6 5 番の一部、1 4 6  
6 番 1 から 1 4 6 6 番 6 まで、1 4  
6 7 番、1 4 6 8 番 1、1 4 6 8 番  
2、1 4 6 9 番 1 から 1 4 6 9 番 3  
まで、1 4 7 0 番から 1 4 7 4 番ま  
で、1 4 7 5 番 1 から 1 4 7 5 番 3  
まで、1 4 7 6 番 1 から 1 4 7 6 番  
6 まで、1 4 7 7 番、1 4 7 8 番 1  
から 1 4 7 8 番 3 まで、1 4 7 9 番  
1、1 4 7 9 番 2、1 4 8 0 番 1、  
1 4 8 0 番 2、1 4 8 1 番 1 から 1  
4 8 1 番 6 まで、1 4 8 2 番、1 4  
8 3 番、1 4 8 4 番 1 から 1 4 8 4  
番 4 まで、1 4 8 5 番 1、1 4 8 5  
番 2、1 4 8 6 番 1、1 4 8 6 番 2  
、1 4 8 7 番、1 4 8 8 番 1 から 1  
4 8 8 番 5 まで、1 4 8 9 番 1 から  
1 4 8 9 番 5 まで、1 4 9 0 番 1 か  
ら 1 4 9 0 番 8 まで、1 4 9 1 番、  
1 4 9 2 番、1 4 9 3 番 1 から 1 4  
9 3 番 3 まで、1 4 9 4 番 1 から 1  
4 9 4 番 3 まで、1 4 9 5 番 1 から  
1 4 9 5 番 3 まで、1 4 9 6 番、1

497番、1498番1から1498番5まで、1499番、1500番1から1500番3まで、1501番1、1501番2、1502番1から1502番5まで、1503番、1504番1から1504番3まで、1505番1から1505番4まで、1506番、1507番1、1507番2、1508番、1509番の一部、1510番1、1510番2、1511番1、1511番2、1512番1から1512番3まで、1513番1から1513番3まで、1514番の一部、1515番の一部、1516番1、1516番2の一部、1517番、1518番1から1518番3まで、1518番4の一部、1520番1、1520番2の一部、1521番の一部、1522番の一部、1523番1、1523番3、1523番4、1523番5の一部、1524番1、1524番3から1524番5まで、1524番6の一部、1525番1、1525番2の一部、1526番1の一部、1526番2、1528番1、1528番2の一部、1529番、1530番、1531番1の一部、1532番2の一部、1533番の一部

		沼割	四方1499番地先の水路である国有地の一部、四方字沼割1373番2地先の道路である国有地の一部
	四方新		2番1、2番2、3番、4番1から4番4まで、13番4、13番5
		入込	四方新4番2地先の水路である国有地の一部、四方新字入込22番1地先の道路である国有地の一部

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「つばめ野三丁目」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	四方		1100番1、1101番1から1101番3まで、1102番1、1102番3、1102番4、1103番1、1103番3、1104番1、1104番3から1104番8まで、1107番1、1107番3から1107番9まで、1108番から1111番まで、1112番1から1112番3まで、1113番1、1113番2、1114番1から1114番3まで、1115番1から1115番4まで、1116番2、1117番1から1117番5まで、1118番1、1118番2、1119番、1120番1から1120番4まで、1121番、1445番の一部、1446番の一部、

1 4 4 7 番 2 の一部、1 4 4 8 番の  
一部、1 4 4 9 番の一部、1 4 5 0  
番 1 の一部、1 4 5 0 番 2、1 4 5  
0 番 3、1 4 5 1 番の一部、1 4 5  
2 番 1 の一部、1 4 5 2 番 2、1 4  
5 3 番 1 の一部、1 4 5 3 番 2 の一  
部、1 4 5 4 番の一部、1 4 5 5 番  
の一部、1 4 5 9 番 2 の一部、1 4  
6 5 番の一部、1 5 0 9 番の一部、  
1 5 1 4 番の一部、1 5 1 5 番の一  
部、1 5 1 6 番 2 の一部、1 5 1 6  
番 3、1 5 1 8 番 4 の一部、1 5 1  
9 番、1 5 2 0 番 2 の一部、1 5 2  
0 番 3、1 5 2 1 番の一部、1 5 2  
2 番の一部、1 5 2 3 番 2、1 5 2  
3 番 5 の一部、1 5 2 3 番 6、1 5  
2 4 番 2、1 5 2 4 番 6 の一部、1  
5 2 5 番 2 の一部、1 5 2 6 番 1 の  
一部、1 5 2 7 番 2、1 5 2 8 番 2  
の一部、1 5 3 1 番 1 の一部、1 5  
3 1 番 2、1 5 3 2 番 1、1 5 3 2  
番 2 の一部、1 5 3 3 番の一部、1  
5 3 4 番 1 から 1 5 3 4 番 3 まで

沼割

1 3 0 5 番 1、1 3 0 5 番 2、1 3  
0 6 番から 1 3 1 5 番まで、1 3 1  
5 番 2、1 3 1 6 番から 1 3 3 3 番  
まで、1 3 3 4 番 1、1 3 3 4 番 2  
、1 3 3 5 番から 1 3 3 7 番まで、  
1 3 3 8 番 1、1 3 3 8 番 2、1 3  
3 9 番から 1 3 4 4 番まで、1 3 4

		5番1、1345番2、1346番 から1349番まで、1350番1 、1350番2、1351番から1 355番まで、1356番1、13 56番2、1357番から1360 番まで、1361番1、1361番 2、1362番から1368番まで 、1369番1、1370番1、1 371番1、四方1519番地先の 水路である国有地の一部、四方字沼 割1369番1地先の道路である国 有地の一部、四方字沼割1370番 1地先の水路である国有地の一部、 四方1116番2地先の道路である 国有地の一部
--	--	--